

桐生市の文化財

文化財番号 352

市指定重要文化財

公開区分 公開

種別コード 3 01 02 01

指定日 平成14年 3月12日

指定名称

ほうせんじほんどう

鳳仙寺本堂

施設名称等



所在地 桐生市梅田町一丁目58
管理者 鳳仙寺

指定内容 本堂 入母屋造平入 銅板
葺建築年代 享保11年(1726)以前

概要

桐生市の北方、緑深い山の裾に位置し、伽藍の規模は市内最大級の曹洞宗寺院で、由良成繁が天正2年(1574)に由良家の菩提所として開基した。

本堂は、市内では数少ない八室構成で大規模な曹洞宗本堂の形式をよく伝えている。境内には本堂の他、冠木門、山門(楼門)、開山堂、秋葉三尺坊大権現堂、鐘楼、輪蔵、壇信徒館、鎮守三社等がある。かつては本堂と山門を巡る回廊があり、座禅堂、衆寮(学寮)もあった。

当寺には由良成繁、国繁父子連名の古文書その他、幅広い年代の古文書が残されているが、火災や災害の記録はない。また、元禄6年(1693)「奉願常法幢之事」の文書から、幕府より常法幢・別格地として認められたことがわかり、その30余年後の享保12年(1727)には開基成繁の百五十年忌の大法要が行われている。末寺17ヶ寺を持った曹洞宗の中心寺院の本堂であり、伝統的な八室構成からなる風格のある貴重な建造物である。